

〇〇自治会・町内会防犯カメラ設置・運用規程

(目的)

第1条 この運用規程は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成17年新潟県条例第59号）第27条第2項に規定された「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」に基づき、犯罪の防止を目的として設置及び利用する防犯カメラの適切な運用を図ることを目的とする。

(管理体制)

第2条 1 防犯カメラ設置及び運用に当たり、下記のように管理体制を定める。

- (1) 設置者 1名
- (2) 管理責任者 1名
- (3) 取扱者 〇名以下

2 管理体制は別紙1のとおり。

(職務)

第3条 1 設置者は防犯カメラ運用にあたり、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例第27条第1項の規定に基づき人権を侵害することのないよう管理を行うものとし、管理責任者を指名する。

2 設置者及び管理責任者は取扱者を指定し、指定された取扱者以外の操作を禁止する。

3 取扱者は防犯カメラ、モニター、録画装置の機器の操作や録画された画像の視聴管理及び画像の保存管理を行う。

4 設置者は管理責任者及び取扱者に対して、「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」及び本規程の画像の適切な取り扱いについて、徹底周知を図る。

(防犯カメラの設置)

第4条 1 犯罪の防止効果を高めると共に、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、撮影範囲を必要最小限とする。

2 設置範囲の入り口やその区域内の見えやすい場所に、当自治会・町内会が防犯カメラを設置していることを明示し、被撮影者に撮影していることを知らせる。

3 防犯カメラの設置箇所は別紙2のとおり。

(画像の取り扱い)

第5条 1 設置者、管理責任者及び取扱者（以下設置者等という）は、防犯カメラの画像から知り得た被撮影者の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとし、設置者等でなくなった後においても同様とする。

2 設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

ア 画像から識別される特定の個人の同意がある場合。

イ 個人の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。

ウ 法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合。

3 設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の適切な管理のため下記のように管理、運用をする。

ア 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。

イ 画像の保存期間は、法令等に基づく手続きにより照会等を受けた場合を除き、原則として、最大1ヶ月以内の必要最小限の期間とする。

ウ 画像は、上記イに定める保存期間が終了した後、速やかに消去する。

エ 画像の記録された媒体は、防犯カメラの設置者等があらかじめ鍵などで防護された場所に保管する。

4 設置者等は、当該防犯カメラ設置・運用等に関する苦情及び問い合わせに対し、適正かつ迅速な対応に努める。

5 設置者等は、被撮影者のプライバシーを侵害しないように努める。

(実施日)

第6条 本規程は平成〇〇年〇月〇日より施行する。

別紙 1

管理体制(平成 年度)

役 職	氏 名
設置者	
管理責任者	
取扱者	

別紙 2

防犯カメラの設置場所

カメラ番号	設 置 場 所
1	
2	
3	
4	
5	